

(別紙)

**プレコンセプションケア普及啓発動画制作業務
公募型プロポーザル審査基準**

- 1 審査は、業務公募型プロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）の委員が行うものとする。
- 2 委員は、公募型プロポーザル参加表明書を提出した者（以下、「参加者」という。）から提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容を基に、次の項目及び配点により評価を行う。

審査項目		評価内容	配点
1	業務内容の理解度	・業務委託の目的や仕様書の内容を十分に理解したものになっているか。	10
		・基本コンセプトが明確になっており、全体に統一感及び一貫性があるか。	10
2	組織体制	・業務を確実にかつ円滑に進められる組織体制（具体的な作業スケジュール及び業務実施体制）となっているか。	10
3	企画提案の優位性	・各視聴対象に応じた工夫が提案されているか。（構成、内容、イラスト等）	15
		・産婦人科医の監修体制が確保され、医学的根拠に基づき動画を制作できる提案となっているか。	10
		・提案に具体性及び妥当性があり、効果的にプレコンセプションケアを啓発する内容となっているか。	15
		・提案事業者のノウハウや知見を活かした効果的かつ独創性のある提案が含まれているか。	10
4	計画性及び実現性	・過去の類似業務の実績に鑑み、適切な業務遂行能力が認められるか。	10
		・見積額は上限の範囲内で、明確かつ妥当な内容となっているか。	10
合 計			100

- 3 契約候補者の決定の手順は、次のとおりとする。
 - (1) 企画提案者の中で、最高点と評価した委員が最も多かった者を契約候補者とする。
 - (2) 該当する企画提案者が複数あった場合は、各委員による評価点の平均点が最も高い者を契約候補者とする。
 - (3) 上記（2）において、平均点が最も高い者が複数あった場合は、委員会で審議の上、契約候補者を決定する。
 - (4) 各委員による評価点の平均点が 60 点に満たない提案者は、契約候補者又は次点者になることができない。